

# 第 364 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 364 回三木市議会（令和 3 年 5 月 14 日開会）に提出する議案 7 件（専決処分の報告 3 件、人事案件 2 件、補正予算関係 2 件）の概要は次のとおりです。

## 1 報告関係

### (1) 報告第 1 号 専決処分について（三木市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

#### ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例等を改正する必要があるため。

#### イ 改正内容

##### (7) 固定資産税関係（土地に係る負担調整措置）

a 宅地等及び農地の税負担の調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の負担調整措置を継続する。

b その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担を考慮して、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

##### (4) 軽自動車税関係

##### a 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を 1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 か月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とする。

##### (6) 個人住民税関係（住宅ローン控除の特例の延長等）

a 所得税における措置（控除期間を 13 年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同様に控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

#### ウ 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### (2) 報告第 2 号 専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

#### ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

#### イ 改正内容

(7) 土地に係る負担調整措置

a 宅地等及び農地の税負担の調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置を継続する。

b その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担を考慮して、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

(4) 地方税法を引用している規定について、条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和3年4月1日

**(3) 報告第3号 専決処分について（令和3年度三木市一般会計補正予算（第1号））【別添「令和3年度4月補正予算（専決処分）の概要」参照】**

**2 人事案件**

**(1) 第36号議案 教育長の任命につき同意を求めることについて**

氏名	経歴
大北由美	現：三木市教育委員会委員（2期）

**(2) 第37号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて**

氏名	経歴
梶正義	現：関西国際大学教授

**3 補正予算関係 【別添「令和3年度5月補正予算（案）の概要」参照】**

**(1) 第38号議案 令和3年度三木市一般会計補正予算（第2号）**

**(2) 第39号議案 令和3年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

## 令和3年度5月補正予算(案)の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みから回復するためのプレミアム付きお買い物券の発行や売り上げが大きく減少している卸売業者等に対する支援など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

また、三木市国民健康保険特別会計では、令和2年度において3億円の収支不足が生じる見込みとなったことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、当該不足額に令和3年度の歳入から繰上充用するため補正予算を編成しました。

### 1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)	補正前の額	補正額	計
一般会計(第2号)	33,522,970	43,650	33,566,620
国民健康保険特別会計(第1号)	9,345,000	300,000	9,645,000

### 2 補正予算(案)の内容

#### 【一般会計】

(1) プレミアム付き商店街お買い物券の発行を支援(県補助) 18,700千円

【産業振興部 商工振興課】

新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みを回復するため、市内の商店街が実施する、お買い物券の発行等を支援します。プレミアム率は市が独自に10%を上乗せして30%とします。

※県の補助対象：プレミアム率20%

実施主体	販売価格(額面)	利用期間(予定)	発行予定数
サンロード商店街	1セット1万円	R3.8~R3.9	2,000セット
明盛・ナメラ商店街	(千円券×13枚)	R3.9~R3.10	1,000セット

※お買い物券は、各商店街の加入店舗で利用が可能。

(2) 時短営業の飲食店の取引先(卸売業者等)を支援 24,950千円

【産業振興部 商工振興課】

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業などの影響で売上が大きく減少しているにも関わらず、国の一時支援金や県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象とならない市内の卸売業者等に対して、市独自に給付金を支給し、事業活動の継続を支援します。

**【主な支給要件】**

- ①令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象となっている飲食店と直接の取引があること。
- ②令和3年1月から3月までのいずれかの月の売上が、平成31年又は令和2年の同月と比較して30%以上50%未満減少していること。  
※50%以上の売上減少は国による一時支援金の給付対象
- ③国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付対象者でないこと。
- ④県の営業時間短縮要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付対象者でないこと など

**【支給額】**（定額）法人30万円、個人事業主15万円

**【国民健康保険特別会計】**

**(3) 令和2年度会計への繰上充用** **300,000 千円**

**【健康福祉部 医療保険課】**

令和2年度会計において3億円の収支不足が生じる見込みとなったことから、当該不足額に令和3年度の歳入から繰り上げて充用します。

なお、国民健康保険特別会計については、国民健康保険の加入者が減少を続けていること、また、平成30年度以降、保険税率を据え置いていることにより、毎年度決算において収支不足が生じていることから、令和2年度決算を踏まえた財政の健全化計画を作成し、計画的に経営改善に取り組んでいきます。

**【参 考】**

令和2年度の決算見込

	決算見込額（千円）
歳入額	8,941,000
歳出額	9,241,000
差引額	△300,000

国民健康保険加入者の推移

年月	加入者数	対前年度比	
		増減人数	増減率
H29.3	20,307 人	△1,049 人	△4.9%
H30.3	19,247 人	△1,060 人	△5.2%
H31.3	18,375 人	△872 人	△4.5%
R2.3	17,707 人	△668 人	△3.6%
R3.3	17,276 人	△431 人	△2.4%